

許可条件に示す標識（占用許可標識）について

占用許可条件1に示す標識（以下「占用許可標識」という）については、以下の設置要領にて、設置されたい。

（参考：許可条件1の文面）

1.（標識等の設置）許可を受けた者は、飯能県土整備事務所長（以下「所長」という。）の指示により、許可期間中は占用区域を明示する杭を設置するとともに、所定事項を記載した標識を設置しておかなければならない。

＝ 占用許可標識設置要領 ＝

1. 色調：全面調合ペイント（白色）2回塗、文字黒書
2. 規格：面的占用 H80cm×W80cm（記載内容は例1参照）
工作物 H20cm×W25cm（記載内容は例2参照）
（工作物の形態・状況に応じて勘案・工夫すること）

（例 1）

河川占用許可標識

河川の名称	
占用目的	
占用面積	
占用者名	
連絡先	
所轄事務所名	

（例 2）

河川占用許可標識

占用目的	
占用面積	
占用者名	
連絡先	
所轄事務所名	